

## 南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う 工事用車両の通行等に関する変更確認書（第4回）

南木曾町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、「南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する確認書（令和2年8月20日付取交、令和3年2月16日、令和4年4月1日、令和5年2月13日付一部変更）」（以下「確認書」という。）について、確認書第9条第1項に基づき、その一部を次の通り変更する。

### 1. 確認書前文を、以下のとおり変更する。

南木曾町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（令和元年8月21日締結）第3項に基づき、中央新幹線建設の施工主体である丙より委託された乙が工事施工する中央新幹線建設工事を行うにあたり乙が使用する車両（以下「工事用車両」という。）の通行等に関する事項について次のとおり確認する。

### 2. 確認書第2条を、以下のとおり変更する。

別紙1-2、別紙2-2及び別紙2-4を「別紙」に統合し、表題を変更する。また、別紙1-1、別紙2-1、2-3及び（参考）表を廃止する。これらの変更に伴い、確認書第2条第1項は以下の通り変更する。

第2条 工事用車両の通行経路（以下「通行経路」という。）は、別紙に示す範囲とする。ただし、特殊車両については、警察等と協議し、通行経路が決定したら関係する住民へ周知を図るものとする。

### 3. 確認書第4条を、以下のとおり変更する。

第4条 通行経路における工事用車両（通勤車両・特殊車両等は除く）の通行時間は、資機材運搬車両については、午前7時から午後7時までを基本とする。なお、町道柵橋線道路改良工事に伴う発生土運搬車両、尾越工区の仮橋工事期間中における尾越非常口ヤード造成に伴う発生土運搬車両、町道十二兼線拡幅工事に使用した盛土材採取箇所の埋戻しに伴う発生土運搬車両及びトンネル掘削工事等に伴う発生土運搬車両の通行時間は、午前8時から午後6時までとする。

4. 確認書第8条を、以下のとおり変更する。

第8条 本確認書の有効期間は、確認の日から乙の中央新幹線建設工事の完了報告の日までの期間、効力を有する。

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 長野県木曾郡南木曾町読書 3668-1

南木曾町長

向井裕明



乙 岐阜県中津川市日の出町1丁目45番地

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事事務局

中津川鉄道建設所長

福山拓郎



丙 長野県飯田市元町 5451 番地

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部

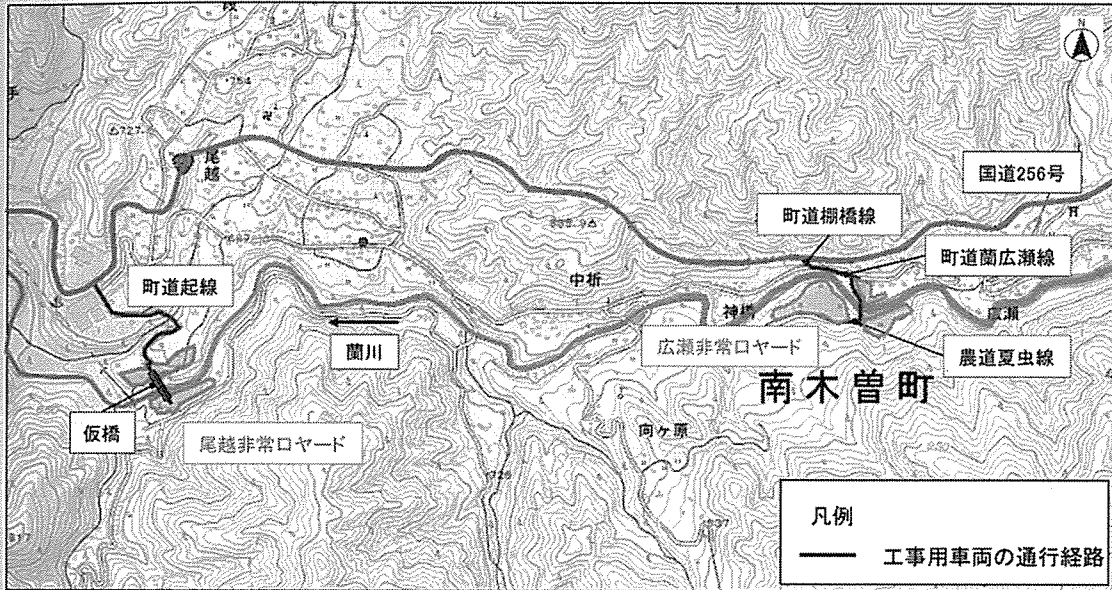
中央新幹線建設部 名古屋建設部

中央新幹線長野工事事務所長

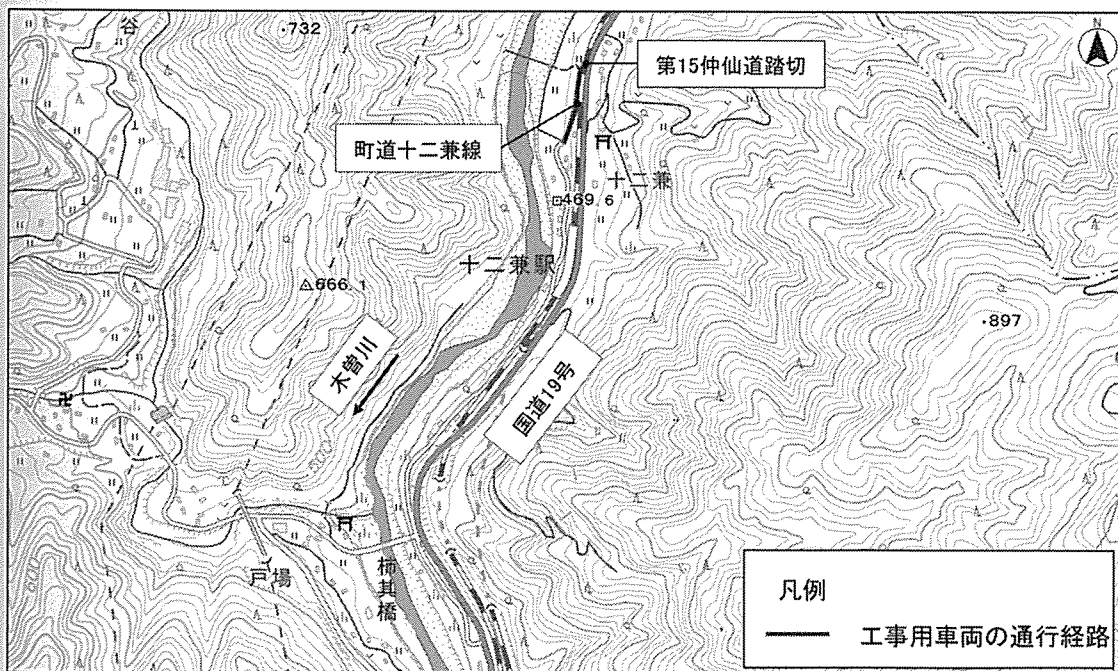
杉浦禎信



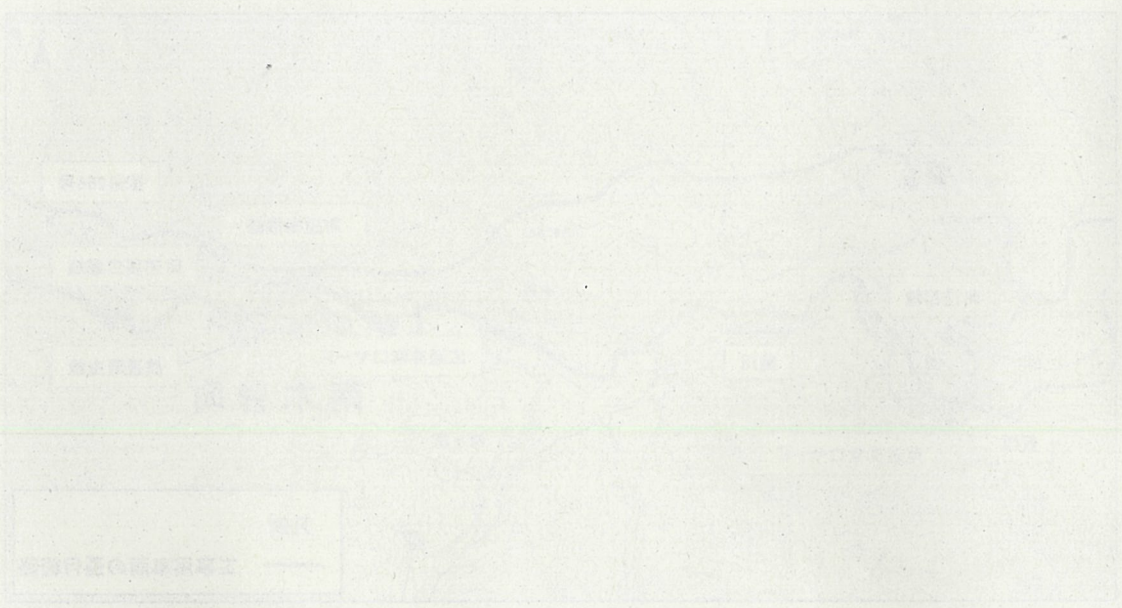
工事用車両の通行経路 (町道起線及び町道棚橋線等)



工事用車両の通行経路 (町道十二兼線)



(附錄圖一) 鐵路行車之需要



(附錄圖二) 鐵路行車之需要

